

公益社団法人 商連かながわウェブサイト広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人 商連かながわ（以下、商連かながわ）が管理するウェブサイトへの広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ウェブサイト 商連かながわが管理するウェブサイトで、商連かながわが使用しているサーバに格納されているものをいう。
- (2) バナー広告 画像で表示された情報で、広告主が指定するウェブサイトへリンクする機能を有するものをいう。

(掲載の基準)

第3条 バナー広告及びそのリンク先のウェブサイトの内容は、商連かながわの公共性及び信頼性などを損なうおそれがないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 次のいずれかに該当する内容の広告

- ア 人権侵害、名誉毀損、各種差別的な内容のもの
- イ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招く表現
- オ 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- カ 責任の所在が明らかでないと判断されるもの
- キ 内容及びその目的が不明確なもの
- ク 国内世論が大きく分かれているもの
- ケ 利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- コ たばこを宣伝するものや喫煙を推奨するもの
- サ 債権の取立て、示談引受けなどをうたったもの
- シ 広告表現や配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合
- ス 別に定める基準等で広告媒体に掲載しないものとして規定されているもの
- セ その他、掲載ページの内容等から見て適当でないと県が認めるもの

(2) 次のいずれかに該当する業種・業者の広告

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で風俗営業と規定される業種及び類似した業種
- イ 消費者金融(貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する「貸金業」)
- ウ ギャンブルにかかわる業種

- エ 社会問題を起こしている業種や業者
 - オ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
 - カ 占い、運勢判断に関するもの
 - キ 興信所、探偵事務所等
 - ク 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
 - ケ 各種法令に違反している者
 - コ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) ウェブサイト特有の制限事項
- ア アクセシビリティへの配慮（神奈川県情報バリアフリーガイドライン相当）がされていないもの
 - イ バナー広告のリンク先から、商連かながわのリンク元ページにブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているもの
 - ウ バナー広告のリンク先から前2号に掲げる事項に該当するサイトにリンクするもの
 - エ ウイルス感染及び不正アクセスを防止するための措置が不十分なもの
 - オ 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (4) 広告掲載所属が別に定める条件に合致しないもの

(広告の規格等)

第4条 広告掲載できる規格は次の二種類とする。

(1) サイドバナー

- ア 大きさ 縦60ピクセル、横234ピクセル
- イ 形式 JPEG又はPNG
- ウ ファイル容量 200KB以下とする。
- エ 画像表現 静止画像とする。ただし、表示間隔が2秒以上であり、画像間に明度的な落差がないなど、利用者への配慮が十分に行われていると認められる場合に限り、複数の静止画を交互に表示することを妨げない。

(2) フッターバナー

- ア 大きさ 縦60ピクセル、横145ピクセル
- イ 形式 JPEG又はPNG
- ウ ファイル容量 200KB以下とする。
- エ 画像表現 静止画像とする。ただし、表示間隔が2秒以上であり、画像間に明度的な落差がないなど、利用者への配慮が十分に行われていると認められる場合に限り、複数の静止画を交互に表示することを妨げない。

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告を掲載する位置及び枠数は、別に定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載期間は、原則として、1年単位とする。ただし、複数年の広告掲載の申込みがあった場合には、複数年とすることができるものとする。

(広告の募集)

第7条 バナー広告の募集方法は、公募等により、募集するものとする。

(広告掲載の申込)

第8条 バナー広告の掲載の申し込みは、次のとおりとする。いずれの方法においても、バナー広告の原案を添えて掲載開始を希望する月の前月5日までに提出するものとする。

- (1) ウェブサイトの広告掲載申込ページから、電子メールを送信する
- (2) 商連かながわウェブサイト広告掲載申込書(第1号様式)を郵送する

(広告掲載の審査及び決定)

第9条 商連かながわは、前条の申込みを受けた場合には、要綱及びこの要領の定めるところにより、バナー広告の掲載の可否を決定し、「商連かながわウェブサイト広告掲載(不掲載)決定通知書」(第2号様式)(以下「決定通知書」という。)により、当該広告掲載の申込みを行った者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。

- 2 予定枠数を超えて適正な申込みがあった場合には、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して掲載するものとする。
 - (1) 掲載するページのテーマ等を勘案して、相応しいもの
 - (2) 営利を目的としない法人又は私企業のうち公共性が高いもの
 - (3) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
 - (4) 広告の掲載回数の少ないもの
 - (5) 直近に広告を掲載していないもの
- 3 前項各号に掲げる事項について、優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する。

(広告掲載料)

第10条 申込者は、前条の規定により送付された「決定通知書」の記載に従い、広告掲載料を一括して納付するものとする。

- 2 納付された広告掲載料は原則として返還しないものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 申込者は、バナー広告画像データ(以下「広告原稿」という。)を作成し、「決定通知書」で指定した日及び場所に提出するものとする。

- 2 商連かながわが、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条又は第4条の規

定に反すると判断した場合は、申込者に対して修正等を指示することができる。

- 3 申込者は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告掲載の方法)

第 12 条 商連かながわは、第 11 条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の午前 9 時までに掲載する。

- 2 商連かながわは、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後 5 時以降に削除する。

(広告内容の変更)

第 13 条 申込者は、やむを得ない理由がある場合に限り、当該広告の内容を変更することができるものとする。

- 2 前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の 20 日までに、リンク先の変更のみの場合にあつては、変更しようとする日から起算して 5 日前までに、商連かながわに申請しなければならない。
- 3 第 8 条、第 9 条、第 11 条及び第 12 条の規定は、前項の申請内容について準用する。
- 4 前項の規定に関わらず、商連かながわが変更後のリンク先が第 3 条及び第 4 条に抵触すると判断した場合には、リンク先の変更を行わないことができるものとする。なお、従来のリンク先が存在しない場合には、リンク無しの状態にすることができるものとする。

(広告掲載の取消し)

第 14 条 商連かながわは、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第 10 条の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。
 - (2) 第 11 条第 1 項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
 - (3) 第 11 条第 3 項の規定による修正の指示に従わないとき。
 - (4) 広告のリンク先の無断変更、リンク切れ及び広告の内容が第 3 条各号に抵触すると商連かながわが判断した場合
- 2 商連かながわは、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該申込者に対して、理由を付してその旨を通知するものとする。
 - 3 第 1 項の規定により取消した場合において、商連かながわは納付済みの掲載料の返還及び損害賠償等一切の責を負わない。

(広告掲載の取下げ)

第 15 条 申込者は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、商連かながわに申請しなければならない。
- 3 商連かながわは、前項の規定により広告の掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のウェブサイトの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、申込書に記載のリンク先の内容等を変更した場合、若しくは、当該ページ内のリンク先が、本要領又は当該ウェブサイト広告に関する定めに合致しない状態となった場合には、直ちに商連かながわに報告するとともに、その指示に従わなければならない。

4 広告主は、指定したリンク先のウェブサイトが、ウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが判明した場合は、直ちに商連かながわに報告するものとし、商連かながわはこの報告を受けたときは、リンク先のウェブサイトの安全が確認できるまでの間、当該ウェブサイトへのリンクの削除又はリンク先の変更を行うことができるものとする。この場合において、既に納付されている広告掲載料の返還及び損害賠償の一切の責を負わないものとする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、実施のための必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

商連かながわウェブサイト広告掲載申込書

公益社団法人 商連かながわ 会長 殿

(申込者)

所在地： _____

名 称： _____

代表者職・氏名： _____ 印

商連かながわウェブサイト広告掲載要領第8条の規定に基づき、広告の掲載について次のとおり申し込めます。

なお、申込みに当たっては、商連かながわウェブサイト広告掲載要領及び当該ウェブサイト広告に関する定めを遵守するとともに、掲載審査に当たって必要な調査に協力することに同意します。

1 バナー広告の内容

(1) 掲載希望場所 (URL) 及び枠数

サイドバナー ・ フッターバナー (いずれかに○を付けてください)

(2) 掲載希望期間 (掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入すること。)

平成 年 月 ～ 平成 年 月

(3) バナー広告のデザイン案

- ・ ファイル形式： PNG・JPG (いずれかに○を付けてください。)
- ・ ファイル容量： KB

※ バナー広告のデザイン (案) は、フロッピーディスク又はCD-Rに保存し、申込書とともに提出してください。

(4) リンク先ウェブサイト

- ア 社名
- イ 業種
- ウ URL
- エ ページ内容

2 連絡先

部署・氏名 : _____

電話番号 : _____

ファクシミリ : _____

電子メール : _____